

## 2021 年度自治体要請キャラバン

# 社会保障の拡充を求める要望書 回答書

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1. 国民健康保険制度について

##### (1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

##### ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

#### 【回答】 国保年金課

本市の令和3年度当初賦課決定段階における応能割と応益割の割合は、概ね64:36であります。国保の都道府県化となり、埼玉県から標準税率が示されておりますが、それらを見据えながら本市は、今後においても医療費等の給付と国保税そして一般会計の負担とのバランスを毎年度検証し、本市の現状を踏まえながら適正な課税方法を検討してまいります。

##### ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

#### 【回答】 国保年金課

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月4日に成立したことを踏まえ、令和4年度の保険税から国の制度改正に基づき、未就学児に係る保険税均等割の5割減額を含め、検討してまいります。

一方、本市においては、子育て世代の方々に、国保税を適正にご負担いただいた上で、15歳までのお子さんの医療費の窓口払いの本人負担(就学前2割、就学後3割)を無料とし、医療費負担の軽減など子育て支援の充実に努めています。

##### ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

#### 【回答】 国保年金課

本市は、これまでも医療費等の給付と国保税そして一般会計の負担との関係を毎年度検証しながら、国保税を改正しており、一般会計からの繰入については国保加入者以外の市民の方々との公平性という観点など多方面から検討し対応して参りました。今後においても、これまでの考え方を踏襲しながら、国・県の動向を踏まえ、本市の財政状況も勘案しながら適切に運営してまいります。

##### (2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830

世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

**【回答】 国保年金課**

加須市国民健康保険に関する規則第 15 条の取扱事務について、要領を定め、生活保護基準の 1.2 倍以下の生活困窮世帯に適用しています。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

**【回答】 国保年金課**

新型コロナウイルス感染症対策として、本市では、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい状況を考慮し、厚生労働省より示された基準に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に納期限のある保険税の減免を令和 2 年度に引き続き実施し、ホームページや納税通知書にチラシを同封するなど国保加入者への周知を図っています。

**(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。**

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

**【回答】 国保年金課**

加須市国民健康保険に関する規則第 15 条の取扱事務について、要領を定め、生活保護基準の 1.2 倍以下の生活困窮世帯に適用しています。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】 国保年金課**

免除等を決定する上で必要な事項を記載いただくことから、今後においても現行の申請書を使用していく考えです。しかし、他の申請書等も含めお客様が記載しやすいようにするための工夫は、引き続き検討してまいります。

- ② 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】 国保年金課**

免除等を決定する上で必要な事項を記載いただくことから、行政窓口以外での手続きは、個人情報保護の観点からも難しいものと考えます。

**(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活に問わずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住

民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

**【回答】 収納課**

本市では、広報紙やホームページなどにより、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ徴収猶予の制度や減免などの徴収緩和制度の周知に努めています。滞納者に対しては、予告なしに滞納処分を行うのではなく、督促状及び納税催告書等によって事前に納付を促し、資力があると認められた場合に限り滞納処分を執行しています。その中で、一括完納や納期内納付が困難な方には、納税相談により分割納付を認めています。また、所得や財産が無く生活が困窮している方に対しては、地方税法の規定に基づき、滞納処分の執行を停止し、不納欠損処分を行うなど、適切に徴収緩和措置を講じるとともに、生活福祉課や市民相談室と連携して生活再建を支援しています。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

**【回答】 収納課**

滞納者に対しては、督促状はもとより、適宜、電話・文書・臨宅等による納税催告により自主納付を促すとともに、収支状況や財産状況を確認した上で分割納付を認めるなど、納付方法や徴収緩和などにかかる納税相談に努めています。しかし、納付または相談がなく滞納が継続する場合は、財産調査を行い、最低生活費を超える資力を有すると認められるときは、止むを得ず、滞納処分を行っています。一方、著しく生活困窮状態にあり、資力の回復が見込めないときは、適正に滞納処分の執行を停止しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】 収納課**

滞納者に対しては、督促状はもとより、適宜、電話・文書・臨宅等による納税催告により自主納付を促すとともに、収支状況や財産状況を確認した上で分割納付を認めるなど、納付方法や徴収緩和などにかかる納税相談に努めています。しかし、納付または相談がなく滞納が継続する場合は、財産調査を行い、運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等を超える資力を有すると認められるときは、止むを得ず、滞納処分を行っています。一方、著しく生活困窮状態にあり、資力の回復が見込めないときは、適正に滞納処分の執行を停止しています。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**【回答】 収納課**

滞納者に対しては、督促状はもとより、適宜、電話・文書・臨宅等による納税催告により自主納付を促すとともに、収支状況や財産状況を確認した上で分割納付を認めるなど、納付方法や徴収緩和などにかかる納税相談に努めています。しかし、納付または相談がなく滞納が継続する場合は、財産調査を行い、最低生活費を超える資力を有すると認められるときは、止むを得ず、滞納処分を行っています。一方、著しく生活困窮状態にあり、資力の回復が見込めない

ときは、適正に滞納処分 of 執行を停止しています。

**(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

**【回答】 国保年金課**

短期被保険者証の発行については、被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、国民健康保険法に基づき適切に対応しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

**【回答】 国保年金課**

短期被保険者証や被保険者資格証明書を含めた被保険者証については、全て簡易書留郵便で発送しております。郵便局での保管期間満了で返戻された場合においても、普通郵便により返戻されている旨の連絡や再度発送するなど適切な対応に努めております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】 国保年金課**

被保険者資格証明書の発行については、被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、国民健康保険法に基づき適切に対応しております。

**(6) 傷病手当金を支給してください。**

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021 年アンケート結果によれば 2020 年度は 44 市町で 277 人が申請し 272 人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を 2021 年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

**【回答】 国保年金課**

新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大をできる限り防止するため被用者が感染した場合又は感染の疑いがある場合に休みやすい環境整備が急務であることから、国保被保険者である被用者のうち当該感染症に感染した者等に限定して厚生労働省事務連絡に基づき、特例的・時限的措置として令和 2 年 5 月に条例改正したところです。現時点では、令和 3 年 9 月末までの措置です。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】 国保年金課**

被用者以外への支給については、傷病手当金の趣旨や支給要件などの点からも困難である、と認識しております。

## (7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

### 【回答】 国保年金課

自治会や医師会等の関係団体へ委員の推薦を依頼し、推薦のあった方に運営協議会委員を委嘱しております。公募制につきましては、選出方法などを含め引き続き検討してまいります。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

### 【回答】 国保年金課

本市では、「市政に関する話し合い」を開催しており、市民の意見等を直接聴く機会を設けて、市政全般について話し合いを行っております。

## (8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

### 【回答】 国保年金課、いきいき健康長寿課

加須市国民健康保健における特定健康診査については、本人負担はなしとなっており、無料で受診することができます。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

### 【回答】 国保年金課、いきいき健康長寿課

本市では、がん検診と特定健診は、集団検（健）診及び個別検（健）診ともに同時に受診できます。

- ③ 2021年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

### 【回答】 国保年金課、いきいき健康長寿課

さらなる受診率向上を図る必要があるため、コールセンターの設置、Web予約システムの導入、AIを利用した受診勧奨等の取り組みを進めてまいります。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

### 【回答】 国保年金課、いきいき健康長寿課

市民の健康状態などの機微情報については、個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針等の各種規程を遵守し、引き続き適正に管理してまいります。

## 2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

**【回答】 国保年金課**

国の試算では、2割以上の自己負担となる方は、所得上位3割とされています。令和3年6月4日に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」において、2割負担となる方への配慮措置として、外来受診での1か月の負担増を最大3,000円までとする経過措置が施行後3年間設けられます。

なお、後期高齢者医療制度におきましても、医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関等で支払う医療費が世帯の所得に応じて定められた自己負担上限額を超えた場合に、その差額を支給する「高額療養費」支給制度がありますので、これらの制度について広く周知し、有病率の高い高齢者の方が必要な受診を控えることのないよう対応してまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

**【回答】 いきいき健康長寿課、生活福祉課**

生活困窮者から治療継続等の相談があった場合、医療機関において実施している無料低額診療事業をご案内しております。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

**【回答】 いきいき健康長寿課**

引き続き健康診査や健康長寿歯科健診を実施し、フレイル対策につなげていきます。また、令和2年度から新規事業として、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に行い、疾病の予防や、生活習慣病の重症化予防、フレイル予防を推進するための取り組みを始めております。医療専門職(保健師、管理栄養士)が75歳以上の低栄養や医療機関受診勧奨者を対象に、個別支援(ハイリスク支援)として、訪問や電話による保健指導を行っております。また、集団支援(ポピュレーション支援)として、ふれあいサロンへ出向き、フレイル予防の普及啓発を計画しております。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

**【回答】 国保年金課、いきいき健康長寿課**

特定健診は無料で実施しております。がん検診は無料で行っているものと一部自己負担をいただいているものがありますが、がん検診の種類により1,000円から6,100円の助成を行っております。また市民税非課税世帯、生活保護受給者及び中国残留邦人等の支援を受けている方は自己負担が免除になります。

歯科検診につきましては、市の助成適用後自己負担1,000円で受けることができます。

### 3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

**【回答】 健康医療推進課**

病院の再編・縮小については、地域医療構想の実現に向けて国から示されておりますが、画一

的な判断によるものではなく、地域の特性等を踏まえた柔軟な評価する必要がある、今後の国、県の動向に注視してまいりたいと存じます。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

**【回答】 健康医療推進課**

本市では、平成28年度より地域医療を支える医師、看護師等の確保に向け、新たに市内の産婦人科もしくは救急科を開設しようとする医師等を支援する制度を創設するとともに、県の奨学金を活用した学生が看護師養成施設を卒業後、市内の医療機関等へ従事した場合、返還する奨学金の一部を助成する制度を創設し、周知に努めているところでございます。

**4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために**

コロナ禍にあつてなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

**【回答】 業務改善課**

今後、更なる少子化・長寿化の進展が見込まれるなかで、保健事業と介護予防事業の一体的な実施が行える体制とするため、令和3年度においては、これまで健康づくり推進課が所管していた事業を、①成人保健、いきいき長寿保健、加須保健センター管理等、②母子保健及び感染症予防（小児）、③感染症予防（成人）及び精神保健等の大きく3つの事業に分け、各事業の関係課である、こども局子育て支援課、福祉部高齢者福祉課、健康医療部国保年金課及び同部医療体制推進課の関連事業をそれぞれ統合する組織の見直しを行いました。

こうした組織の見直しのなかで、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年度まで健康医療部健康づくり推進課が担っており、一方で、医療機関や保健所、医師会などの関係機関との連携につきましては同部医療体制推進課が担っていたことから、1つの課において感染症対策などの業務の一元化が図れる体制を整備するため、組織及び事務事業の見直しを行い、健康づくり推進課及び医療体制推進課を廃止し、令和3年度から健康医療部健康医療推進課を新設しました。

健康医療推進課は、市の最重要課題である新型コロナウイルスの感染症対策や、少子化や長寿化の進展によるこれからの地域医療の課題解消に向けて、様々な保健及び医療施策や計画を一元的に推進し、加えて医療機関や医師会、保健所などの関係機関と連携して感染症対策などに対応するとともに、中核病院である埼玉済生会加須病院や市内のかかりつけ医と更なる連携強化が図れる組織として編成したことにより、感染症対策などの業務の充実や指揮命令系統の明確化が図られ、市民の安心安全を守ることに特化した組織体制として整備しました。

また、組織体制の整備に合わせて、人員配置の見直しを行い、特に感染症対策については、保健及び医療の専門的知識を有する専門職として保健師を配置しています。

加えて、同保健センター内には、令和3年度から健康医療部いきいき健康長寿課を新たに設置し、本来は保健事業と介護予防事業の一体的な実施による市民の健康寿命の延伸が推進できるよう、保健及び医療の専門的知識を有する専門職として保健師などの必要な人員を配置していますが、市の最重要課題である感染症対策についても対応するため、平常時から健康医療推進課と一体的に対応に当たっており、人員体制の強化を図っております。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止とワクチン接種を円滑に推進し、市民の生命及び健康を守るため、市長を本部長とした「加須市新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「加

須市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部」を設置し、健康医療部を中心に全庁横断的な体制のもと各部課において役割分担を明確にするとともに、それぞれの役割に応じた体制整備と必要な人員を配置しているところです。

このように、新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、市民の皆様が安心して医療が受けられる体制や人員を現在も整備していますことから、今後につきましても、関係機関とも一層連携を図りながら、対応してまいりたいと存じます。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

**【回答】 健康医療推進課**

市における新型コロナウイルス感染症を拡大させないため、感染症の早期発見につながるPCR検査の実施は重要であると認識しております。

埼玉県では、高齢者施設職員・障害者施設職員及び新規入所者を対象に月2回の定期的なPCR検査を実施しております。保健所においては、濃厚接触者の行政検査、濃厚接触者以外でも集団感染の恐れがあるときは幅広く検査を実施していただいております。

それでもなお検査の対象とならない場合で、市が必要と判断した場合は、保健所と調整を図り、お子さんからお年寄りまで、幅広く市独自のPCR検査を実施しております。

また、ワクチンの優先的接種に高齢者施設・障害者施設の従事者、乳幼児施設の従事者、公立小中学校先生を対象者とし、実施しております。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

**【回答】 健康医療推進課**

市における新型コロナウイルス感染症を拡大させないため、感染症の早期発見につながるPCR検査の実施は、クラスターの発生を抑える意味で重要であると認識しております。

埼玉県では、高齢者施設職員及び新規入所者を対象に定期的なPCR検査を実施しております。

保健所においては、濃厚接触者の行政検査、濃厚接触者以外でも集団感染の恐れがあるときは幅広く検査を実施していただいております。

それでもなお検査の対象とならない場合で、市が必要と判断した場合は、保健所と調整を図り、お子さんからお年寄りまで、幅広く市独自のPCR検査を実施しております。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

**【回答】 健康医療推進課**

感染対策の決め手と期待されるワクチン接種について、希望する方がスムーズに接種できる体制を万全にすることが何より重要でありますので、加須医師会を中心とする関係機関の御協力をいただきながら、全庁体制により、全力で取り組んでいるところであります。

現在の状況であります。年齢により段階的に、令和3年5月8日から集団接種を、5月10日から個別接種を開始し、さらに、5月29日から高齢者施設での接種を開始したものであります。

今後、65歳以上の高齢者の方の接種については、7月中の完了を目途に取り組み、64歳以下の方の接種について12月中の完了を目途に取り組みでいきます。



## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

#### 【回答】 高齢介護課

介護保険制度においては、国、県、市町村及び被保険者の保険料それぞれの負担割合が定められており、市町村の一般財源による保険料減免のための補てんは認められておりません。そのため、令和3年度から令和5年度の3箇年を計画期間とする第8期計画の介護保険料につきましては、市の介護保険事業の円滑な運営を図るために、前提となる国の制度改正に加え、市の介護保険給付費準備基金を充当するなどの要素を考慮し、必要なサービスを確保しながら、保険料負担のバランスを勘案し算出したもので、特に、低所得者層に配慮したものとしております。

### 2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

#### 【回答】 高齢介護課

新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者が属する世帯の生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、被保険者本人もしくは生計維持者の給与収入や事業収入の著しい現象が見込まれる場合に、介護保険料の納付が困難な第1号被保険者に対し、厚生労働省の示す基準に基づき、保険料の減免を行っており、令和3年度も引き続き実施することとしております。

### 3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

#### 【回答】 高齢介護課

介護保険料の減免につきましては、加須市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱基準に基づき、生活保護基準等を踏まえ、公正に判断しております。

また、低所得者への保険料軽減につきましては、令和元年度から第1段階、第2段階及び第3段階の方に実施し、軽減を図ることとしております。

この低所得者層である第1段階から第3段階の方への保険料軽減については、具体的には、「保険料の基準額に対する割合」を令和2年度は、第1段階の方は0.45から0.3に、第2段階の方は0.7から0.5に、第3段階の方は0.75から0.7に引き下げ対応いたしました。

なお、令和3年度につきましても、令和2年度と同様に引き下げ対応をしております。

### 4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

#### 【回答】 高齢介護課

介護保険における区分支給限度額は、要介護度ごとに様々なケースを想定し、標準的に必要と考えられるサービスの利用を想定して設定されているものです。要介護度が実態と乖離していることにより、区分支給限度額の上限を超える介護サービスが必要である場合は、認定の区分変更申請を行っていただき、要介護認定の見直しを行うこととしております。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

**【回答】 高齢介護課**

介護サービスの利用料につきましては、介護サービス利用者負担助成事業として、居宅サービスを利用する低所得者に対し、利用者負担額の一部を助成してございまして、今後も本事業を実施していきたいと考えております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

**【回答】 高齢介護課**

本市では、市民税が課税されていない世帯の人であって、看護小規模多機能型居宅介護や小規模多機能型居宅介護等の在宅サービス(認知症高齢者グループホームのサービスは除く。)の利用者からの申請により、介護サービスに係る利用者負担額の一部(25%相当額)を助成する介護サービス利用者負担助成事業を実施しております。

また、本市では、経済的な理由により有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等への入居が困難であって、施設への入所が必要な人が、施設サービスを利用できるよう、民間事業者による軽費老人ホーム(ケアハウス)の整備を計画し、施設整備及び開設準備のための財政支援を行い、令和3年4月1日に定員29人の軽費老人ホーム(ケアハウス)の開設を実現させました。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

**【回答】 高齢介護課**

本市におきましても、通所介護等のサービスを提供する介護サービス事業所から、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数の減少があったと伺っております。

こうした中、令和3年度介護報酬改定において、通所介護等の報酬について、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、事業所規模別の報酬区分の決定に当たり、延べ利用者数の減少が生じた月の実績を基礎とすることができるようにするとともに、延べ利用者数の減少が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合に、3箇月間、基本報酬の3%の加算を可能としたところです。

また、新型コロナウイルス感染症に対応するための特定の評価として、令和3年9月までの間、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定できることとしております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

### 【回答】 高齢介護課

本市では、令和2年3月以降、定期的にマスク、消毒液、ガウン及び手袋等の衛生用品を一括購入し、国や民間事業者等から配布又は寄贈された衛生用品と合わせて、介護サービス事業所に配布することにより、介護サービス事業所における衛生用品の購入費用等の負担の軽減を図っております。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

### 【回答】 高齢介護課

本市では、全35箇所の入所系高齢者施設でのワクチン接種体制を構築し、令和3年5月29日から順次、各高齢者施設での入所者及び従事者への接種が行われており、一部の施設を除いて、接種を希望する入所者及び従事者への接種を同年7月末までに完了できる見込みとなっております。

また、訪問・通所系サービスを提供している介護サービス事業所の従事者につきましても、同年6月1日から、優先接種を希望する従事者からの接種券発行の申請を受け付け、同年7月から接種を開始しております。

PCR検査につきましては、本市では、新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された高齢者施設の従事者及び利用者のうち、保健所が実施するPCR検査の対象外とされた方について、本人が検査を希望し、かつ、検査の必要性が認められる場合に、市の費用負担により検査を受けられる制度を設けております。

また、県と連携し、入所系高齢者施設の職員及び新規入所者を対象にPCR検査（無料）を実施しております。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

### 【回答】 高齢介護課

本市には、特別養護老人ホームが10施設（810床）あり、65歳以上人口に占める特別養護老人ホームの整備率は、県内40市中4番目に高い水準となっております（令和元年度末）。また、小規模多機能型居宅介護事業所も整備されております（1施設）。

こうした中、本市では、令和3年4月1日に認知症高齢者グループホーム（1施設、定員9人）及び軽費老人ホーム（1施設、定員29人）が新たに開所し、さらに、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする第4次加須市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）において、民間事業者による特別養護老人ホーム（100床）の整備も計画しているところです。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

### 【回答】 高齢介護課

本市では、市民の皆様がより身近な場所で相談できるよう、令和元年度から、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の数を1箇所増やし、全6箇所のすべての日常生活圏域に1箇所ずつ高齢者相談センターを設置し、その運営を専門職の人材を豊富に抱える社会福祉法人に委託する見直しを行ったところです。

また、令和2年度からは、高齢者相談センターにおけるケアマネジメント業務の負担軽減を図るため、ケアマネジャーの配置等に係る委託料を増額し、ケアマネジメント体制の強化

を行っております。

さらに、令和3年度からは、高齢者相談センターの職員の処遇改善を目的に、職員人件費に係る委託料の増額を行っております。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

#### 1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

##### 【回答】 障がい者福祉課

令和2年5月に市内にある障害福祉サービスを提供する事業所に対し、アルコール消毒液、マスク、アイソレーションガウン、使い捨て手袋、非接触型体温計などを配付するとともに、緊急対応できるようにマスクなどを備蓄しております。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

##### 【回答】 障がい者福祉課

PCR検査につきましては、本市では、新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された障害福祉サービス事業所の従事者及び利用者のうち、保健所が実施するPCR検査の対象外とされた方について、本人が検査を希望し、かつ、検査の必要性が認められる場合に、市の費用負担により検査を受けられる制度を設けております。

また、県と連携し、共同生活援助等入所系施設の職員及び新規入所者を対象にPCR検査(無料)を実施しております。

なお、入院できる体制確保につきましては、対象者の状況に応じ障害特性と必要な配慮を踏まえた受入医療機関について県や保健所と連携してまいります。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

##### 【回答】 障がい者福祉課

県の実施する障害福祉に関わる従事者等に対する各種研修などについて、積極的に参加するよう周知を図ります。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

##### 【回答】 障がい者福祉課

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者については、優先接種である「基礎疾患を有する者」に位置付けられており、本市においても、6月1日より申請を受け付けて接種券を交付し、本来の接種時期よりも早い時期に接種できるよう態勢を整えております。

また、重度障がい者の通所施設である生活介護事業所については、嘱託医が設置されており通所者の健康状況等を把握していることから施設内接種が可能であるとの考えのもと、日ごろ通いなれている場所で、顔見知りの先生から接種を受けられるよう、施設内接種の希望があった3事業所について7月から8月にかけて接種を実施しているところです。

## 2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

### 【回答】 障がい者福祉課

北埼玉地域障がい者支援協議会の構成市である行田市及び羽生市と連携し、まずは拠点の核となる基幹相談支援センターの整備に向けて協議を進めているところです。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

### 【回答】 障がい者福祉課

第6期障害福祉計画において施設整備促進について記載するとともに、市が行っている社会福祉法人が施設を整備する際の施設整備補助金制度について広く周知し、施設整備に繋がるよう進めてまいります。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

### 【回答】 障がい者福祉課

障害福祉計画の策定委員会や行田市及び羽生市と構成する北埼玉地域障がい者支援協議会において、当事者団体の代表者が委員で参加していることから、意見の把握に努め、地域で安心して暮らせるように施設整備等の参考とさせていただきたいと考えております。

## 3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

### 【回答】 障がい者福祉課

現在、市内へのグループホーム整備の話が急増しています。第6期障害者計画策定における事前アンケート結果では、将来グループホームで暮らしたいと希望する障がい者が一定数いる結果となっていますので、グループホームの整備が進めば、希望する人の暮らしの場の確保が可能であると考えます。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

### 【回答】 障がい者福祉課

老障介護につきましては、高齢者支援の担当課と連携し、実態の把握に努めるとともに、関係者によるケース会議などを実施し、必要な支援が行えるようにしていきたいと考えています。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

入所施設利用者の土日の帰省については把握しておりません。一時帰省時の障害福祉サービスの利用については、法令等のルールに基づいて判断します。

**4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】 障がい者福祉課**

所得制限については、乳幼児医療費及びひとり親医療費助成と同様、限られた財源の中、真に経済的負担の軽減が必要な低所得者を対象とするという考えに基づいて導入しております。また、年齢制限については、65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することにより医療費の自己負担が軽減され、年金も満額受け取ることができるようになります。こういった状況を加味し、年齢制限を実施いたしております。

一部負担金については、現在導入の検討はしておりません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

現在、埼玉県の主導により福祉3医療費の全県範囲での現物給付化が協議されています。県の案では、対象は乳幼児のみとなっていますが、各市町村の判断により対象年齢拡大も可能となっていることから、乳幼児医療費、ひとり親医療費の担当課とも調整しつつ、重度心身障害者医療費の現物給付の対象について検討していきたいと考えています。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

重度心身障害者医療の対象ではない精神障害2級の方も、自立支援医療（精神通院医療）では負担軽減が図られていますので、活用できる医療制度のご案内をし、治療に役立てていただきたいと思います。

また、精神科の入院については、退院可能な入院患者の地域移行への取り組みの妨げになる可能性もあり、国の制度（自立支援医療）に準じて、入院費は対象外としています。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

**【回答】 障がい者福祉課**

二次障害については、対象者など把握しておりませんが、障害の状態に応じた障害福祉サービスの提供で対応するとともに、国や埼玉県などの支援策などについても注視してま

いりたいと考えています。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

実施しています。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

自治体独自の持ち出し金額はありません。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】 障がい者福祉課**

生活サポート事業は県単事業であり、利用者・県・市町村で1/3 ずつの負担ですが、県補助は自治体の人口により上限があり、本市の場合 200 万円となっております。このことから県基準を超えるサービスの提供は、更なる財政負担の増となりますので、現状のとおりと考えております。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】 障がい者福祉課**

生活サポート事業は県単事業であり、利用者・県・市町村で1/3 ずつの負担ですが、県補助は自治体の人口により上限があり、本市の場合 200 万円となっております。このことから県基準を超えるサービスの提供は、更なる財政負担の増となりますので、現状のとおりと考えております。

なお、県基準を超える現在の取り組みとして、18 歳未満の方の場合は世帯の生計中心者の所得課税額に応じて利用料を無料から 950 円までとしています。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】 障がい者福祉課**

県との財政負担割合等については、周辺自治体とも協議しながら、障害福祉サービス全体の中で必要な要請・要望につなげていきたいと考えています。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

令和元年度までは福祉タクシー利用券を一律 24 枚交付しておりましたが、一般タクシー

初乗運賃の改定を受けて、令和2年度以降の福祉タクシー利用券の配布枚数を、A地区（旧北川辺町及び大和根町の区域）は36枚、B地区（旧加須市及び騎西町の区域）は30枚と利用枚数を増加しております。

また、福祉タクシー利用券において初乗運賃の助成を行っておりますので、100円利用券（補助券）の導入は考えておりません。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

タクシー利用券による料金助成及び自動車燃料費の助成については、身体障害者及び知的障害者の方を対象としており、精神障害者の方については現在のところ対象とすることは考えていません。

また、所得制限や年齢制限は設けていません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

県との財政負担割合等については、周辺自治体とも協議しながら、障害福祉サービス全体の中で必要な要請・要望につなげていきたいと考えています。

**7、災害対策の対応を工夫してください。**

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

**【回答】 地域福祉課**

高齢者のみの世帯ではないが、日中家族等（息子等）が勤務等により高齢者のみになってしまう方や妊婦等の中で希望する方を「その他支援を必要とする方」として名簿登載の対象としております。引き続き希望者の登録をすすめてまいります。

名簿登載者等、一般の避難場所等では避難生活が困難な方たちに配慮した福祉避難スペースを各避難場所に設けるほか、段差を解消するためのスロープや災害用トイレなどの必要備品を配置し、バリアフリーの向上を図っております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】 地域福祉課**

本市では地震時29カ所、水害時8カ所の施設にご協力いただき、災害時に福祉避難所として対応できるよう協定を結んでおります。

市が福祉避難所の開設をする必要があると判断した場合、施設の災害状況や現状の収容可能人数等の確認を行ったうえで要請をいたします。要請を受けた施設は、避難スペースの確保、スタッフの配置、物資の搬入など運営体制が整い次第開設し、避難対象者を受け入れていただくことになっており、優先度の高い方からご案内をさせていただきます。

今後、災害対策基本法の改正を踏まえ、継続的に協定締結施設、関係各課及び地域の避難支



援等関係者と連携し、福祉避難所の整備に努めてまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】地域福祉課、危機管理防災課**

災害時には、災害対策本部の救援班、福祉班を中心に、在宅災害時要援護者の被災状況を把握し、在宅災害時要援護者向けの車いす、紙おむつ、食料、飲料水等の生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行います。また、備蓄物資で不足する用品については、市内小売販売業者等との連携により調達することになっております。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】地域福祉課**

本市では、平時から目的外に使用しないよう誓約をしていただいたうえで、自治協力団体、自主防災組織、消防団、民生委員等の避難支援等関係者に、予め支援のために必要な個人情報の提供に同意している方の要支援者の名簿を平常時から提供しております。

なお、災害時における個人情報の提供に同意のない要支援者を含めた名簿については、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供し、安否等の確認に活用していくこととしています。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

**【回答】業務改善課、危機管理防災課、健康医療推進課**

本市の災害対策事業のうち、震災対策については、主に危機管理防災課及び各総合支所の地域振興課が、水害対策については、危機管理防災課及び治水課並びに各総合支所の地域振興課及び農政建設課が担っております。また、感染症の対策については、健康医療推進課及び危機管理防災課が業務を担っております。

平成26年度から設置しました危機管理防災課は、「東日本大震災」を契機に、危機対策に対する業務区分を明確にし、安心安全なまちづくりを確実に推進する組織として編成しており、

さらに、危機管理防災課では担当職員が増強され、危機管理や震災対策、水害対策の業務の充実や、指揮命令系統の明確化が図られ、市民の安心安全を守ることに特化した組織体制として整備しております。

また、令和3年度から新たに設置しました健康医療推進課は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策や、少子化や長寿化の進展によるこれからの地域医療の課題解消に向けて、様々な保健及び医療施策や計画を一元的に推進し、加えて医療機関や医師会、保健所などの関係機関と連携して感染症対策などに対応するとともに、中核病院である埼玉済生会加須病院や市内のかかりつけ医と更なる連携強化が図れる組織として編成したことにより、感染症

対策の業務の充実や、指揮命令系統の明確化が図られ、市民の安心安全を守ることに特化した組織体制として整備しております。

なお、有事の際は「地域防災計画」に基づき、災害対策本部を立ち上げ、全庁横断的な組織体制のもと、自然災害や感染症対策に当たっております。

このように、自然災害や感染症対策に特化した対応ができる体制を現在も整備しておりますことから、今後につきましても、近隣自治体や関係機関とも一層連携を図りながら、対応して

まいりたいと存じます。

## 8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

### 【回答】 障がい者福祉課

コロナ禍を理由とした事業の新設、削減、廃止はありません。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

### 【保育】

#### 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

##### (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れないう待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

### 【回答】 こども保育課

加須市においては、4月1日現在の待機児童は、ゼロでございます。

なお、特定の保育園等を希望している方につきましては26名、求職活動を休止している方は12名、育児休業中の方は20名おります。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

### 【回答】 こども保育課

加須市全体で0歳児2名、1歳児18名、2歳児33名、3歳児18名、4歳児23名、5歳児26名、総勢120名、合計16園が4月1日現在、定員の弾力化により各保育所の年齢別の定員より多く入所しております。

##### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

### 【回答】 こども保育課

加須市では、保育の確保は原則認可保育所で確保することを平成27年3月に策定した「加須市子ども・子育て支援計画」でお示ししており、令和2年3月に策定した「第2期加須市子ども・子育て支援計画」においてもこの方針に変わりございません。必要が生じた際は、整備の検討をいたします。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

### 【回答】 こども保育課

加須市では、特別児童扶養手当の支給対象となる障害児を受け入れている認可保育施設に対し、補助金を交付しております。受け入れ態勢の整備につきましては、引き続き注力

してまいりたいと存じます。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】 こども保育課・子育て支援課・地域福祉課**

認可外保育所は現在4施設ありますが、いずれも認可施設への移行の相談等はなく、今年度も認可外保育施設として運営しております。今後、子ども・子育て支援計画との整合性を含め必要と判断される場合には、移行を含め相談があれば協議させていただくこととなります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

**【回答】 こども保育課**

本市では、令和2年3月に策定した「第2期加須市子ども・子育て支援計画」に基づき、市内公立保育所7か所、民間保育園14園、認定こども園2園、合計23施設の認可保育所を中心に保育を行っており、待機児童ゼロを継続しております。

しかしながら、保育所の利用を希望する方は多く、特定の保育所への入所を待ち続ける方も存在していることから、市では、すべての児童が希望する保育所に入所できるように計画に則った保育の実施を継続していきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症に係る対応といたしまして、市内保育所等へマスク及び消毒液等の消耗品や非接触型体温計及び非接触型体温検知器、除菌ボックス等を配備、または当該備品の購入に対して補助金を交付し、感染症対策支援を行うとともに、保育につきましても三密の回避、マスクの着用、イベントの縮小等、各園の工夫により安心安全な「新しい保育」の構築に努めているところです。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】 こども保育課**

加須市では待機児童はありませんが、保育従事者につきましては、有資格者としており、加須市単独の補助として、園児および保育士の処遇改善に資する経費に対する補助金を交付して保育の質の向上を図っております。引き続き補助を実施して保育士を確保し、保育の質の向上を図っていききたいと存じます。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切

り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】 こども保育課**

副食費については、昨年10月より実施している無償化により、実費徴収することとなりましたが、同時に免除対象が年収360万円未満相当世帯及び第3子以降に拡充されました。加須市では第3子の対象範囲を拡大するとともに、副食費免除対象外の世帯の方が、無償化前に負担していた保育料を超えて負担が増えないよう検討を行い、副食費を設定しております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】 こども保育課、地域福祉課**

市ではこれまでも指導監査等を実施し、認可外保育施設をはじめ各保育施設の運営状況等の把握、助言等を行ってまいりました。

引き続き指導監査等を実施し、最低基準等の実施状況が関係法令等に照らし適正に実施されているかを確認、必要な助言等を行うことにより、利用者の安全と、健全な事業運営による保育の質の確保を図ってまいりたいと存じます。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

**【回答】 こども保育課**

必要な保育の確保は、市の責任であり、加須市として、保育の質の向上、必要な施設の整備につきましては引き続き注力してまいります。

また、必要な保育には育児休業中の継続保育も含まれるものと考えておりますので、これまで同様の保育を提供して参りたいと存じます。

**【学童】**

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】 こども保育課**

今年度(4/1現在)の市内の放課後児童健全育成事業実施箇所は38箇所です。公立の放課後児童健全育成事業施設においては、新たな施設と指導員の確保を行った結果、待機児童が解消されました。今後も、引き続き待機児童が発生しないよう施設確保等を進めてまいります。

また、大規模クラブの分離・分割については、新たな施設を確保する、パーテーションを設けるなどの対応を進めております。今後も利用児童数の増加に応じ、随時対応してまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】 こども保育課**

加須市では、公営、民営ともに「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を活用し、職員の処遇改善に努めております。

公営の放課後児童クラブでは、各施設に主任指導員を配置し、体制強化を図るとともに、賃金体制の見直しと賃金アップを図り処遇を改善しております。

また、放課後児童支援員の認定資格研修への参加時間を勤務時間と認め、放課後児童支援員の資格を取得しやすい環境づくりを行うことで、順次指導員が参加し、資格取得をしているところです。

民営の放課後児童クラブにおいても、順次、認定資格研修へ参加し、各クラブにおいて処遇改善が図られているところです。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】 こども保育課**

公立公営地域においても、常勤での複数配置を実施しております。

**【子ども医療費助成】**

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

**【回答】 子育て支援課**

加須市の子どもの医療費無料化については、通院、入院とも中学3年(15歳年度末)までを対象としており、食事療養費についても助成しております。

医療費無料化にかかる18歳年度末までの年齢拡大については、新たな財政負担が生じることとなりますので、当面は現行制度で対応してまいりたいと考えております。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

**【回答】 子育て支援課**

医療費助成制度の更なる拡充については、国や県へ要望を行っております。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。

市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

#### 【回答】 生活福祉課

生活保護制度を説明する「生活保護のしおり」及び「申請書」は、常時、生活福祉課の窓口に備え付け、必要な方にはいつでもお渡し出来る状態を確保しています。

さらに、相談者の立場に立った、よりきめ細かな相談対応ができるよう面接相談員を配置し、親切丁寧な対応を行っているところです。

### 2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言ってしまうのではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

#### 【回答】 生活福祉課

生活保護法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」ものとして定められており、「保護の要件」とは異なる位置づけのものと規定されています。

この意味するところは、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うものであり、扶養義務者による扶養の可否が保護の要否判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務者の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を取り扱わないとしています。

また、扶養義務照会の意義の一つとしては、精神的支援をいった側面もあり、日常生活を送る中での相談などで頼ることで、要保護者の精神的安定を図るメリットもあります。

こうした趣旨を踏まえ、要保護者の相談にあたっては、丁寧に生活歴を聞き取り、個々の要保護者に寄り添った対応をするよう配慮しています。

### 3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

#### 【回答】 生活福祉課

生活保護決定・変更通知書は、保護の決定または変更が生じた場合、速やかに通知し、できる限り分かりやすくその理由等を記載しています。

また、不明な点については、電話対応を含め、随時担当ケースワーカーが訪問するなど、利用者に寄り添った対応を心掛けています。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

**【回答】 生活福祉課**

これまで、厚生労働省が示す標準数に対し1名不足している状況でしたが、本年度、1名の増員となり、定数を確保したうえで対応しています。

また、社会福祉士、社会福祉主事等の有資格者を可能な限り積極的に配置し、資格を持たない職員については、通信教育制度を活用するなど、必要な資格を取得しているところです。

全職員が資質の向上、専門的知識の習得に努めるとともに、親切、丁寧な対応に努めるよう指導しているところです。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

**【回答】 生活福祉課**

無料低額宿泊所は、居宅や社会福祉施設等へ移行するまでの一時的な起居の場として位置づけられていることから、一般的に居住地を有しない要保護者が緊急的に住居を確保する必要がある場合に身を寄せることとしています。

これらの趣旨に基づき、要保護者からの聞き取りなどをする中で、保証人の問題や単身居宅生活の可否などを踏まえ、その利用については総合的に判断しています。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

**【回答】 生活福祉課**

生活困窮者自立支援事業は、平成27年度当初より市直営で行っております。民生委員や所轄警察署からの情報提供などを活用し困窮した状況の把握に努め、生活保護に至るまでの困窮者に対し、他制度の利用提案や就労支援、家計相談等を行い、生活困窮者が抱える課題を解決できるよう支援しています。

また、生活保護の申請の意思が確認できた場合は、申請書を交付し受理しています。

以上